

(案)

## 業務委託契約書

印紙

- 業務の名称 旧千厩摩王合同公舎・宿舎敷地登記測量調査等業務委託
- 業務場所 岩手県一関市千厩町千厩字古ケ口132-3、字摩王70-2、69-5
- 委託期間 令和8年 月 日から令和8年9月15日まで
- 委託料 \_\_\_\_\_円 (うち、消費税額及び地方消費税額分\_\_\_\_\_円)
- 契約保証金 \_\_\_\_\_円とする。

(注) 契約保証金を免除する場合は「免除」と記載すること。

岩手県 (以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書の条項に基づき、別紙「旧千厩摩王合同公舎・宿舎敷地登記測量調査等業務委託仕様書」に従い、法令を順守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

(実施に関する指示)

第2条 甲は、乙に対して業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

(契約保証金)

第3条 乙は契約の締結と同時に、契約保証金として業務委託料の100分の5以上の額を甲に納めなければならない。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第112条各号に該当する場  
合においては、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

3 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(委託業務の内容の変更、中止等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(実績報告及び検査)

第6条 乙は、委託業務が完了した場合は、委託業務完了報告書(様式第1号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により委託業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、必要

に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。
- 4 乙は、前項の規定に従って措置を実施した場合には、その結果を甲に報告するものとする。
- 5 第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

#### (委託金額の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、旧千厩摩王合同公舎・宿舎敷地登記測量調査等業務委託料請求書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により旧千厩摩王合同公舎・宿舎敷地登記測量調査等業務委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

#### (損害賠償)

第8条 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

#### (違約金)

第9条 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴することがある。

#### (支払遅延利息)

第10条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

#### (履行の追完請求)

第11条 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

#### (甲の催告解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第9条第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

#### (甲の無催告解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができ

る。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（契約解除の場合における損害賠償）

第14条 第12条又は第13条の規定により甲が契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後にも適用するものとする。

（不当介入に対する措置）

第15条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（契約解除の場合における委託料の返還）

第16条 乙は、第12条又は第13条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（書類の保管）

第18条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和14年3月31日まで保存するものとする。

(補則)

第19条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県  
代表者 岩手県知事 達増 拓也



乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

